

届出伝染病等病原体の所持等における必要な手続等

1 届出伝染病等病原体について

家畜伝染病予防法（以下、法という。）第2条で規定される「家畜伝染病」又は第4条で規定される「届出伝染病」の原因となる病原体のうち、農林水産大臣に所持の届出が必要なものを「届出伝染病等病原体」といいます（法第46条の19第1項）。

1-1 「届出伝染病等病原体」は次のとおりです（施行規則第56条の27）。

	病原体の名称
①	ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis アラゴアウイルス (別名水疱性口内炎ウイルス)
②	ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis インディアナウイルス (別名水疱性口内炎ウイルス)
③	ベシキュロウイルス・ベシキュラー stomatitis ニュージャージーウイルス (別名水疱性口内炎ウイルス)
④	パストレラ・マルトシダ ^{きょう} （莢膜抗原型がB又はEであるものあって、菌体抗原型が Heddleston の型別で2又は2・5であるものに限る。） (別名出血性敗血症菌)
⑤	ブルセラ・オビス (別名ブルセラ症菌)
⑥	マイコバクテリウム・カプレ (別名結核菌)
⑦	レンチウイルス・エクインインフェクシャスアネミアウイルス (別名馬伝染性貧血ウイルス)
⑧	エンテロウイルス・スワインベシキュラーディジーズウイルス (別名豚水疱病ウイルス)
⑨	インフルエンザウイルスA・インフルエンザAウイルス（次に掲げる病原体に限る。） (別名低病原性鳥インフルエンザウイルス) イ A/chicken/Mexico/232/94/GPA (H5N2) ロ A-H5N9 TW68 Bio ハ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1) ニ A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7) ホ A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1) へ A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1) (SJRG-166615)

	ト A/turkey/Turkey/1/2005 (H5N1) (NIBRG-23) チ rg A/bar-headed goose/Qinghai lake/1a/2005 [R]6+2 (163222) リ rg A/whooper swan/Mongolia/244/05 [R]6+2 (163243)
⑩	エイブラウイルス・ニューカッスルディジーズウイルス（次に掲げる要件のいずれかに該当するものに限る。） （別名ニューカッスル病ウイルス） イ 鶏の初生ひなにおける I C P I が 0.7 以上であること。 ロ 次のいずれにも該当すること。 （1）F 蛋白質 ^{たん} の 113 番目から 116 番目までのアミノ酸残基のうち 3 以上がアルギニン残基又はリジン残基であると推定されること。 （2）F 蛋白質 ^{たん} の 117 番目のアミノ酸残基がフェニルアラニン残基であると推定されること。
⑫	サルモネラ・エンテリカ（血清型がガリナルムであるものであつて、生物型がプロラム又はガリナルムであるものに限る。） （別名家きんサルモネラ症菌）
⑬	マカウイルス・アルセラパインヘルペスウイルス 1 （別名悪性カタル熱ウイルス）
⑭	マカウイルス・オバインヘルペスウイルス 2 （別名悪性カタル熱ウイルス）
⑮	インフルエンザウイルス A・インフルエンザ A ウイルス（血清亜型が H3N8 又は H7N7 であるものであつて、馬から分離されたものに限る。） （別名馬インフルエンザウイルス）
⑯	ベシウイルス・ベシキュラーエグザンテマオブスワインウイルス （別名豚水疱疹 ^{ほうしん} ウイルス）

2 所持に必要な基準等

2-1 記帳の義務（法第 46 条の 20 第 1 項において準用する法第 46 条の 15）
詳細は施行規則第 56 条の 31 を参照。

2-2 施設の基準（法第 46 条の 20 第 1 項において準用する法第 46 条の 16）
詳細は施行規則第 56 条の 32 を参照。

2-3 保管等の基準（法第 46 条の 20 第 2 項において準用する法第 46 条の 17）
詳細は施行規則第 56 条の 25（運搬及び滅菌等の基準）及び 33（保管及び使用

の基準)を参照。

2-4 災害時の応急措置 (法第 46 条の 20 第 2 項において準用する法第 46 条の 18)

詳細は施行規則第 56 条の 26 を参照。

応急措置を実施した場合には、速やかに災害時応急措置届出書 (様式第 4 5 号) を提出してください。

3 所持の届出について

3-1 次の場合、所持の届出は必要ありません。

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の検査を行っている機関が、業務に伴い届出伝染病等病原体を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合 (法第 46 条の 19 第 1 項第 1 号)
- ② 届出伝染病等病原体を所持する者から運搬又は滅菌等を委託された者が、その届出伝染病等病原体を運搬又は滅菌等するために所持する場合 (法第 46 条の 19 第 1 項第 2 号)
- ③ 届出伝染病等病原体を所持する者の従業者が、その職務上届出伝染病等病原体を所持する場合 (法第 46 条の 19 第 1 項第 3 号)

3-2 所持の届出をする場合 (法第 46 条の 19 第 1 項)

届出伝染病等病原体を所持する場合は、事業所ごとに、所持の開始の日から 7 日以内に農林水産大臣に届け出なければいけません。所持の届出についてのご相談は随時受け付けております。所持の届出をする場合、以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。

なお、別の病原体を新たに所持する場合は 4-1 の所持の届出に係る変更を届け出てください (同一の種類 of 病原体 (株違いなど。) を新たに所持する場合、届出は不要です。)

- ① 届出伝染病等病原体所持届出書 (様式第 4 6 号。複数の種類の病原体を同時に申請する場合でも 1 つの申請書で差し支えありません。)
- ② 以下 (③~⑦) の添付書類の一覧表
- ③ 法人にあっては、法人の登記事項証明書 (写し可。)
- ④ 届出伝染病等病原体取扱施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた事業所内外の見取図
- ⑤ 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、病原体等の取扱いに係る室の間取り、用途及び出入口、管理区域、農林水産大臣が定める標識 (様式第 32 号) を付ける箇所を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
- ⑥ 届出伝染病等病原体取扱施設のうち、病原体等を取り扱う主要部分の縮尺を付けた立面図 (主要部分が⑤の平面図にすべて記載されている場合は、省略)

可能です。)

- ⑦ その他当該届出に係る届出伝染病等病原体取扱施設が法第46条の20第1項において準用する法第46条の16条に規定する届出伝染病等病原体取扱施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していることを説明した書類(取扱施設の基準(施行規則第56条の32)に適合していることを証明した書類)

4 所持の届出内容に変更が生じる場合

4-1 所持の届出に係る変更及び不所持の届出(法第46条の19第2項)

所持の届出に係る事項を変更した場合や、届出伝染病等病原体を所持しないことになった場合は、変更もしくは不所持の日から7日以内に農林水産大臣に届出なければいけません。

届出には以下の書類について、農林水産省消費・安全局動物衛生課に提出してください。

- ① 届出伝染病等病原体所持届出変更(不所持)届出書(様式第47号)
- ② 以下の添付書類の一覧表
- ③ 所持の届出の際に提出した添付書類(法人の登記事項証明書を除く。)のうち、変更に係るもの。
変更があった部分を明示してください。

※ 不所持の届出の場合は①のみ。

なお、事業所を移転しようとする時には、不所持の届出及び新たな取扱施設の届出が必要です。

5 書類の提出方法

5-1 本制度に関する詳細、様式等

農林水産省ウェブサイト「病原体の所持等について」をご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei/e_koutei/kaisei_kadenhou/pathoge

5-2 窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課家畜防疫対策室 病原体管理班

直通電話 03-6744-7144

siyoueiseikanri@maff.go.jp

5-3 本制度、手続き等に関するご相談等

随時受け付けております。電話あるいは電子メールにてご相談ください。

5-4 提出方法

- ① 持参する場合
窓口まで持参してください（あらかじめ連絡をお願いします。）。
- ② 郵送する場合
窓口まで送付してください。
- ③ 電子メールで提出する場合
PDF に変換して窓口のアドレスに送付してください。パスワードを設定する場合は、zip に圧縮して解凍パスワードを設定してください。PDF を開く際のパスワードを設定することはお止めください。
- ④ eMAFF（農林水産省共通申請サービス）で提出する場合
令和 4 年度から eMAFF による申請を受け付けています。利用には gBizID が必要です。<https://e.maff.go.jp/>

5-5 家畜伝染病病原体所持許可証の原本を返納する場合

- ① 紙交付されたもの：郵送にて返納
- ② 電子交付されたもの：電子データを適切に削除し、その旨連絡

5-6 申請・届出内容の写しの保管

申請・届出内容については必ず保管してください。窓口より問い合わせ等することがあります。

6 罰則

届出伝染病等病原体の所持の届出や変更の届出等を怠った場合や、虚偽の届出をした場合、以下のとおり罰則が科せられます。

6-1 50 万円以下の罰金（法第 67 条第 4 号）

- ① 届出伝染病等病原体の所持の届出（法第 46 条の 19 第 1 項）を怠った又は虚偽の届出をした場合

6-2 30 万以下の罰金（法第 68 条第 18 号）

- ① 災害時の応急措置に係る届出（第 46 条の 20 第 2 項において準用する法第 46 条の 18 第 2 項）を怠った又は虚偽の届出をした場合
- ② 届出内容の変更又は届出伝染病等病原体の所持の届出（第 46 条の 19 第 2 項）を怠った又は虚偽の届出をした場合